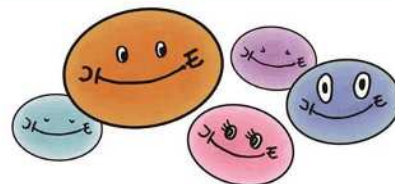


令和2年度ひとり親家庭等自立支援関係概算要求の概要



厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課
母子家庭等自立支援室

「すくすくサポート・プロジェクト」を着実に実施するとともに、母子・父子自立支援プログラム策定員等の専門性の向上や母子生活支援施設を活用した相談支援の実施によるひとり親家庭等への相談支援体制の充実、大学等に修学するひとり親家庭の子どもへの修学資金等に修学期間中の生活費等を加えるなどひとり親家庭等への支援の充実を図る。

また、様々な困難な問題を抱える女性に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともにDV対応と児童虐待対応との連携強化や婦人保護事業の運用面の改善に向けた取組の充実を図る。

これを踏まえた、令和2年度概算要求の主な内容は以下のとおり。

	(令和2年度概算要求)	(令和元年度予算額)
	4,324億円の内数	(4,361億円の内数)
・母子家庭等対策総合支援事業	133億円	(130億円)
・児童扶養手当	1,619億円	(2,075億円)
・母子父子寡婦福祉資金貸付金	29億円	(31億円)
・婦人保護施設措置費	23億円	(22億円)
・児童虐待・DV対策等総合支援事業	217億円の内数	(169億円の内数)
など(その他、他部局計上分を含む)		

※ 令和2年度予算の減少は、児童扶養手当について、令和元年11月からの隔月支給(年3回→6回)に伴い、令和元年度予算に15か月分の所要額を計上していたこと等による。

※ 令和元年度予算は、臨時・特別の措置を除く。

2. 生活を応援

(1) 児童扶養手当

① 児童扶養手当の支給

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当の支給を行う。

【児童扶養手当給付費負担金等：1,619億円】

【手当額（案）】 ※ 物価スライドによるアップ率1.0%の場合

第1子 全部支給 43,360円 一部支給 43,350円～10,230円

第2子加算額 全部支給 10,240円 一部支給 10,230円～ 5,120円

第3子以降加算額 全部支給 6,140円 一部支給 6,130円～ 3,070円

【支給主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 1/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 2/3

② 社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業【新規】

受給者情報（年金の受給情報等）の円滑な把握（一括情報照会等）や、毎年6月に実施されるデータ標準レイアウトの改訂に対応するため、児童扶養手当システム等の改修を行うことにより、マイナンバー制度を活用した情報連携を推進する。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

【補助基準額（案）】 自治体規模により設定（1か所当たり4,000千円～350千円）

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 2/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 1/3

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金【拡充】

ひとり親家庭等の自立を促進するため、子どもの修学等に必要な資金の貸付けを行う。また、ひとり親家庭の子どもが大学等に修学しやすい環境を整えるため、大学等に修学する子どもの修学資金等に修学期間中の生活費等を加える。

【母子父子寡婦福祉資金貸付金：29億円】

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助率】 国 2/3、都道府県・指定都市・中核市 1/3

2. 生活を応援（続き）

（5）ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施【拡充】

ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において支援する。

また、事業者の参入を促し、支援に必要な人材の確保を図るため、家庭生活支援員の派遣に係る補助単価の充実に努めるとともに、定期利用の対象範囲を小学生を養育する家庭まで拡大する。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

【補助基準額（案）】

1 事務費分 1か所当たり 3,997千円

2 派遣手当分 1時間当たり

①子育て支援	(深夜、早朝以外9:00~18:00)	(深夜、早朝)	(講習会会場)
	740円→900円《拡充》	920円→1,120円《拡充》	1,110円→1,350円《拡充》
	(宿泊分)	(移動時間)	
	3,680円→4,480円《拡充》	1,530円→1,860円《拡充》	
②生活援助	(深夜、早朝以外9:00~18:00)	(深夜、早朝)	(移動時間)
	1,530円→1,860円《拡充》	1,910円→2,320円《拡充》	1,530円→1,860円《拡充》

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市町村

【補助率】国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/2

国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

4. 仕事を応援

(1) 就職に有利な資格の取得支援

① 母子家庭等自立支援給付金事業の推進

・高等職業訓練促進給付金の支給

ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修学する場合に、修学期間中の生活費負担を軽減するために高等職業訓練促進給付金を支給する。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

○母子家庭等自立支援給付金事業（高等職業訓練促進給付金等事業）

【支給内容】支給対象期間：修業する期間（上限36月、ただし資格取得のために4年課程の履修が必要となる資格を目指す者については48月）

支給額（月額）：住民税非課税世帯 100,000円（最終1年間は140,000円）

住民税課税世帯 70,500円（最終1年間は110,500円）

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

・自立支援教育訓練給付金の支給

ひとり親家庭の親が、雇用保険の教育訓練給付の対象となる講座及びこれに準じて地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

○母子家庭等自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金事業）

【対象講座】①雇用保険の一般及び特定一般教育訓練給付の対象となる講座

② " 専門実践教育訓練給付の対象となる講座（専門資格の取得を目指すものに限る）

③上記①、②に準じ地方自治体が地域の実情に応じて指定する講座

【支給内容】上記対象講座①は受講料の6割相当額、上限は20万円

上記対象講座②は受講料の6割相当額、上限は修学年数×20万円、最大80万円

※ただし、12,000円を超えない場合は支給しない

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国3/4、都道府県等1/4